

# 国民生活審議会関係法令

内閣府設置法（抄）  
国民生活審議会令  
国民生活安定緊急措置法（抄）  
消費者保護基本法（抄）  
個人情報保護法（抄）

## 内閣府設置法

(平成十一年七月十六日法律第八十九号)  
最終改正：平成一五年六月一日法律第七〇号

### 第二款 審議会等

(設置)

第二十七条 本府に、国民生活審議会を置く。

(省略)

(国民生活審議会)

第二十八条 国民生活審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策、市民活動の促進並びに個人情報の適正な取扱いの確保に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べること。

三 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)及び個人情報保護の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、国民生活審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他国民生活審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

## 国民生活審議会令

(昭和三十六年六月一日政令第百五十五号)  
最終改正：平成一二年六月七日政令第三三三号

〔中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令による改正〕

内閣は、経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十二号)第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(組織)

第一条 国民生活審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以上で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

3 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に、専門委員を置くことができる。

4 審議会に、幹事を置く。

(会長)

第二条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員、臨時委員、専門委員及び幹事)

第三条 委員は、学識経験のある者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審

議を終了したときは、解任されるものとする。

6 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

8 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

9 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

10 委員、臨時委員、専門委員及び幹事は、非常勤とする。  
(意見の聴取)

第四条 審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、学識経験のある者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(資料の提出等の要求)

第五条 審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出

席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、内閣府国民生活局総務課において処理する。

(雑則)

第九条 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年六月一日政令第一八二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に国民生活向上対策審議会の委員である者は、その際改正後の第四条第一項の規定により国民生活審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が国民生活向上対策審議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

3 この政令の施行の際現に改正前の国民生活向上対策審議会令第一条第一項の規定により諮問されている事項は、その際改正後の同項の規定により諮問されたものとみなす。

附則 (平成六年二月一四日政令第二二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に国民生活審議会又は経済審議会の臨時委員である者は、第一条の規定による改正後の国民生活審議会令第四条第四項又は第二条の規定による改正後の経済審議会令第二条第四項の規定により国民生活審議会又は経済審議会の特別委員として任命されたものとみなす。

附則 (平成二二年六月七日政令第三〇二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(国民生活審議会の委員等に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に従前の経済企画庁の国民生活審議会の委員である者は、この政令の施行の日に、第九条の規定による改正後の国民生活審議会令（以下この条において「新国民生活審議会令」という。）第二条第一項の規定により、内閣府の国民生活審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における従前の経済企画庁の国民生活審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この政令の施行の際現に従前の経済企画庁の国民生活審議会の会長である者は、この政令の施行の日に、新国民生活審議会令第一条第一項の規定により、内閣府の国民生活審議会の会長として定められたものとみなす。

3 この政令の施行の際現に従前の経済企画庁の国民生活審議会の特別委員である者は、この政令の施行の日に、新国民生活審議会令第三条第四項の規定により、内閣府の

国民生活審議会の臨時委員として任命されたものとみなす。

4 この政令の施行の際現に従前の経済企画庁の国民生活審議会の専門委員（関係行政機関の職員のうちから任命されたものを除く。）である者は、この政令の施行の日に、新国民生活審議会令第三条第六項の規定により、内閣府の国民生活審議会の専門委員として任命されたものとみなす。

国民生活安定緊急措置法

(昭和四十八年十二月二十二日法律第二百一十一号)  
最終改正：平成二十一年七月一六日法律第一〇二号

(国民生活審議会への諮問等)

第二十七条 国民生活審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。

消費者保護基本法

(昭和四十三年五月三十日法律第七十八号)  
最終改正：平成二十一年七月一六日法律第一〇二号

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 消費者の保護に関する施策等（第七条 第十五条）

第三章 行政機関等（第十六条・第十七条）

第四章 消費者保護会議等（第十八条 第二十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、国、地方公共団体及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役

割を明らかにするとともにその施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その供給する商品及び役務について、危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する消費者の保護に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、常に、その供給する商品及び役務について、品質その他の内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理に努めなければならない。

(消費者の役割)

第五条 消費者は、経済社会の発展に即応して、みずからすすんで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するように努めることによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

第二章 消費者の保護に関する施策等

(危害の防止)

第七条 国は、国民の消費生活において商品及び役務が国民の生命、身体及び財産に対して及ぼす危害を防止するため、商品及び役務について、必要な危害防止の基準を整備し、その確保を図る等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第八条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第九条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じ行なうものとする。

(表示の適正化等)

第十条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質その他の内容に関する表示制度を整備し、虚偽又は誇大な表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の確保等)

第十一条 国は、商品及び役務の価格等について公正かつ自由な競争を不当に制限する行為を規制するために必要な施策を講ずるとともに、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるにあたり、消費者に与える影響を十分に考慮するよつ努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第十二条 国は、消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるようにするため、商品及び役務に関する知識の普及及び情報提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動

を推進するとともに、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、消費者の保護に関する適正な施策の策定及び実施に資するため、消費者の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の施設の整備等)

第十四条 国は、消費者の保護に関する施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行なう施設を整備するとともに、必要に応じて試験、検査等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理体制の整備等)

第十五条 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努めなければならない。

2 市町村(特別区を含む。)は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

3 国及び都道府県は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 第三章 行政機関等

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第十六条 国及び地方公共団体は、消費者の保護に関する施策を講ずるにつき、総合的に立った行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(消費者の組織化)

第十七条 国は、消費者がその消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 消費者保護会議等

(消費者保護会議)

第十八条 内閣府に、消費者保護会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、消費者の保護に関する基本的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進する事務をつかさどる。

第十九条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(国民生活審議会)

第二十条 消費者の保護に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、内閣府設置法第三十八条の定めるところにより、国民生活審議会において行うものとする。

### 附則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年二月二日法律第七八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（平成二十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員的身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

個人情報の保護に関する法律

（平成十五年五月三十日 法律第五十七号）

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2（略）

3 内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4～5（略）